

様式 1

事業報告書

(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 やまもと眼科
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人
- 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市福田町 42 番 3 号

(3) 設立認可年月日 平成 13 年 2 月 26 日

(4) 設立登記年月日 平成 13 年 3 月 12 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 やまもと眼科	4210422640	長崎県諫早市福田町 42 番 3 号	一般病床 6 床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 11 月 14 日 令和 5 年度決算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 やまもと眼科  
 所在地 長崎県諫早市福田町 4 2 番 3 号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表  
 (令和7年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	68,276	I 流動負債	45,784
II 固定資産	78,845	II 固定負債	42,072
1 有形固定資産	45,881	負債合計	87,856
2 無形固定資産	128	純資産の部	
3 その他の資産	32,836	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	49,265
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	59,265
資産合計	147,121	負債・純資産合計	147,121

様式 4 - 2

法人名 医療法人 やまもと眼科  
 所在地 長崎県諫早市福田町 4 2 番 3 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和6年10月 1日 至 令和7年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	158,362
2 事業費用	163,020
本来業務事業損失	△ 4,658
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 4,658
II 事業外収益	1,523
III 事業外費用	1,080
経常損失	△ 4,215
IV 特別利益	1,039
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 3,176
法人税等	71
当期純損失	△ 3,247

様式 2

法人名 医療法人 やまもと眼科  
 所在地 長崎県諫早市福田町4番3号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録  
 (令和7年 9月30日現在)

1. 資 産 額	147,121 千円
2. 負 債 額	87,856 千円
3. 純 資 産 額	59,265 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	68,276
B 固 定 資 産	78,845
C 資 産 合 計 (A+B)	147,121
D 負 債 合 計	87,856
E 純 資 産 (C-D)	59,265

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 やまもと眼科  
理事長 山本 広樹 殿

私は、医療法人やまもと眼科の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月13日

医療法人 やまもと眼科

監事 坂田 功

